

公募型プロポーザル公告

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

1. 趣旨

糸田町（以下「町」という。）では、糸田町放課後児童クラブの管理運営業務を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者について、本要領及び糸田町放課後児童クラブ指定管理者管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する内容で募集するものとする。

2. 公募型プロポーザル方式に付する事項

（1）業務名

糸田町放課後児童クラブ指定管理者管理運営業務

（2）仕様等

「糸田町放課後児童クラブ指定管理者管理運営業務仕様書」のとおりに

（3）指定期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

（4）契約方法

公募型プロポーザル方式により指定管理候補者を選定し、糸田町議会において指定管理者の指定の議決を受けた後、指定管理業務に係る基本協定及び年度協定を締結するものとする。

（5）提案上限金額

138,000,000 円（消費税別） ※指定期間内（3 ヶ年分）の合計額

（6）公告期間

令和 8 年 9 月 18 日（金）～令和 8 年 10 月 14 日（水）

3. 参加条件

参加者は、次の要件を満たす団体であること。ただし、団体の法人格の有無は問わないものとする。

- (1) 法律行為を行う能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者でないこと。
- (4) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第 92 条の 2、法第 142 条又は法第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 糸田町の競争入札参加資格者名簿（役務）に登載されていること。
- (8) 契約締結までの間に、本町又は福岡県より指名停止又は指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (9) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (10) 糸田町暴力団排除条例第 6 条、糸田町暴力団等排除措置要綱第 3 条及び第 5 条による排除措置、並びに、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等又は福岡県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- (11) 本業務に関する十分な実績と能力を有していること。
- (12) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4. 参加表明手続等の期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加意向のある事業者は、次の書類を各 1 部ずつ提出すること。

- ①参加表明書（様式第 1 号）
- ②履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）又は団体の代表者の身分証明書の写し
- ③前事業年度の財務諸表
（損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類）
- ④業務経歴書（任意様式）
※過去 5 年以内に実施した、国及び地方公共団体における同種・類似業務の実績について記載すること。
- ⑤役員等調書及び照会承諾書（様式第 2 号）

⑥国及び地方税の納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について
未納税額のない証明書）の写し（免税事業者等も要提出）

※募集の公告日以降に交付されたものに限る。

（２）参加表明書等の交付場所

糸田町役場子育て支援課及び糸田町公式ホームページ

（３）参加表明書等の提出期限、提出方法及び提出先

- | | |
|--------|--|
| ア 提出期限 | 令和８年 10 月 14 日（水）午後５時まで（必着） |
| イ 提出方法 | 糸田町役場子育て支援課へ郵送（簡易書留）又は持参
直接持参する場合、開庁日の午前８時 30 分から午後５時まで |
| ウ 提出先 | 〒822-1392
福岡県田川郡糸田町 1975-1
糸田町役場 子育て支援課
T E L : 0947-26-1233
メール : kosodate@town.itoda.lg.jp |

５．その他

詳細は「糸田町放課後児童クラブ指定管理者管理運営業務プロポーザル実施要領」及び「糸田町放課後児童クラブ指定管理者管理運営業務仕様書」による。

以上公告する。

令和８年 9 月 18 日

糸田町長 森下 博輝